

改正

平成19年5月29日教委規則第6号

令和2年1月21日教委規則第4号

西東京市立学校給食運営審議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、西東京市立学校給食運営審議会条例（平成13年西東京市条例第199号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(意見聴取)

第2条 会長は、審議に必要があると認めるときは、西東京市立学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第3条 条例第7条に規定する部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校給食事業に関すること。
- (2) その他西東京市教育委員会が必要と認めたこと。

(会議録)

第4条 会長及び部会長は、審議会及び部会について、それぞれ次に掲げる事項を記した会議録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 付議した事項及び審議の概要
- (4) その他必要と認める事項

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、教育部学務課が行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成19年5月29日教委規則第6号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（令和2年1月21日教委規則第4号）

この規則は、令和2年2月10日から施行する。